

政府実行計画に基づく省庁単位の実施計画（案）について

1. 背景

- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づき、政府は、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（以下「政府実行計画」という。）を策定することとされており、2021 年 10 月に新たな政府実行計画を閣議決定した。その中で、
 - ・ 2013 年度を基準年として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を 2030 年度までに 50% 削減することを目標とし、本目標達成のため、各種取組についても目標が設定された。
 - ・ また、各府省庁は組織・施設ごとの温室効果ガスの排出削減計画を盛り込んだ自ら実行する措置を定めた実施計画を策定するとともに、地球温暖化対策推進本部幹事会において、各府省庁の 2030 年度の削減目標が政府全体の目標達成に向け適切なものであるかどうかを確認することとしている。
- 今回、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会について、政府実行計画の対象として取組の進捗状況を確認すると共に、自ら実行する措置を定めた実施計画を策定することとした。

2. 各委員会の実施計画（案）の確認結果

- 各委員会の実施計画（案）の各種取組の目標は、政府全体の温室効果ガス排出削減目標達成に向けて設定された各種取組の目標と同等であり、適切なものと評価される。（別紙参照）
- 温室効果ガス排出量については、今後、進捗状況の確認を通じて年度排出量を把握した上で、2024 年度早期に目標を設定するものとする。

3. 今後のスケジュール

- 今後、各委員会にて速やかに実施計画決定の手続をとり、7 月上旬を目途に、環境省のホームページにて一括して公表する。

(参考) 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（令和3年10月22日閣議決定）（抄）

第三 政府の温室効果ガスの総排出量に関する目標

政府実行計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減することを目標とする。

この目標は、各府省庁の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

政府の船舶・航空機の使用に伴う排出及び福島県内で国が実施中の東日本大震災関係の廃棄物焼却に伴う排出については、上記の削減目標の対象外とする。これらの活動からの排出量については、排出量の把握を行うとともに、温室効果ガスの総排出量以外の評価指標を設定し、取組の進捗状況を点検することとする。

第四 措置の内容

6 関係府省ごとの実施計画の策定

- (1) 各府省庁は、温室効果ガスの排出の削減並びに吸収作用の保全及び強化のために自ら実行する措置を定めた「実施計画」を策定する。
- (2)・(3) (略)
- (4) 各府省庁は、(2)に掲げた取組その他の取組の徹底を目標とすることによって、先進的な温暖化対策技術を事業者や家庭に先駆けて率先して導入することを通じ社会全体への普及を牽引する役割を果たす。このため、2013年度を基準として、政府全体で温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減することを踏まえ、2030年度の削減目標を府省庁ごとに設定することとする。各府省庁が設定した目標については、政府全体の目標達成に向け適切なものであるかどうかを、地球温暖化対策推進本部幹事会において確認する。
- (5)・(6) (略)

○個人情報保護委員会の実施計画（案）における各種目標

	(単位)	政府実行計画での 2030 年度目標	個人情報保護委員会 の実施計画（案）での 2030 年度目標
設置可能な建築物における太 陽光発電の設置割合（件数ベー ス）	%	50	50
代替可能な公用車に占める電 動車の割合	%	100	100
L E D 照明の導入割合	%	100	100
調達する電力に占める再生可 能エネルギー電力の割合	%	60	60

○カジノ管理委員会の実施計画（案）における各種目標

	(単位)	政府実行計画での 2030 年度目標	カジノ管理委員会の 実施計画（案）での 2030 年度目標
設置可能な建築物における太 陽光発電の設置割合（件数ベー ス）	%	50	50
代替可能な公用車に占める電 動車の割合	%	100	100
L E D 照明の導入割合	%	100	100
調達する電力に占める再生可 能エネルギー電力の割合	%	60	60